

建設環境委員会

平成30年2月27日（水）

午前11時30分～午後0時50分

議会第4会議室

【出席委員】久米勝博委員長、村岡 卓副委員長、野中康弘委員、山口弘展委員、
平原嘉徳委員、川崎直幸委員、福井章司委員、黒田利人委員

【欠席委員】山田誠一郎委員

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・上下水道局長 田中上下水道局長
- ・環境部 喜多環境部長
- ・建設部 志満建設部長
- ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○久米勝博委員長

ただいまより建設環境委員会を開会いたします。

本日は山田委員が欠席されるとの連絡が入っておりますので、御報告いたします。

初めに、本委員会の審査日程をお諮りいたします。

お手元に配付しております審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案に関連して現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出ください。

それでは、日程に基づき、付託議案の審査を行いますので、環境部、建設部の職員は退出されて結構です。

◎関係職員以外退席

○久米勝博委員長

それでは、上下水道局に関する議案の審査を行います。

まず、第14号議案を審査しますので、執行部に説明を求めます。

◎第14号議案 平成29年度佐賀市水道事業会計補正予算（第3号） 説明

○久米勝博委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑ある方は

挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようですので、第14号議案の審査を終わります。

次に、第15号議案を審査しますので、説明を求めます。

◎第15号議案 平成29年度佐賀市下水道事業会計補正予算(第3号) 説明

○久米勝博委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。

○平原委員

資料の5ページですけれども、先ほどの説明の中で、PPP並びにPFIの話が出ました。このPPPというのは、恐らく国の方針によって、調査をして、それで指定管理者制度も視野に入れた調査なのではないかなというふうに思いますけれども、その辺をもう少し詳しく教えていただきたいということと、仮にその結果次第では、指定管理者制度を用いた場合、こういったところに指定管理者制度が可能なのか、まだ方針は出ていないと思いますけれども、そういったところがわかれば教えていただきたいと思います。

○橋本下水プロジェクト推進部長

今、御質問いただきましたPPP、PFIの関連ですけれども、先般の建設環境委員会のほうでも、御報告させていただいたところではございますが、昨年より、人口20万人以上の地方公共団体を対象に国庫補助金の交付要件が新たに追加されたところがございます。この下水浄化センターのこのバイオマス事業におきましても、多額の費用がかかるということもあって、このPPP、PFIの導入可能性調査というものを現在進めておるといような状況でございます。

こちらに関しましてですけれども、もちろん、一番、最高レベルといたしまして、コンセッション方式というところも対象に検討を進めるところではございますが、DBOとかDBとかですね、そういった方式も含めて、民間の意向状況に応じて段階的な調査を進めておると、そういうような状況でございます。

現在、ちょっと調査を進めておるところでございまして、調査内容とか、民間の意向とか、協議の内容によって方向性が今後変わっていくところがございますので、結果がまとまり次第、御報告をさせていただきたいというように考えておるところでございます。

○久米勝博委員長

今の答弁でいいですか。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

ほかにございませんでしょうか。

○山口委員

5ページの収入の分ですけれども、2項の1目、2目、負担金と分担金、もう単純な質問で申しわけないけど、負担金と分担金の明確な違いですね、それと、負担金は増額になって

負担金が減になっているんですが、この辺のことをちょっと御説明お願いしたいと思います。

○宮原業務課長

負担金と分担金の違いということであります。

負担金については、都市計画の地域について負担金という形で、法的な部分であります。あと、それ以外のところは分担金という形をとっております。負担金と分担金の増減という部分がありますが、負担金については、今、川副のほうで最終的な面整備という部分が行われております。また、佐賀地区で開発による部分も出ております。

分担金については、大体終わってきているということで、増と減という部分では今後、ふえたり減ったり、どちらがふえるか、どちらが減るかという部分であります。全体的に見て、開発、また面整備等が終了することに向けて減少をしていくと。どこの地域の整備が行われるかによっても変わってくるということです。以上です。

○山口委員

もう一度聞きますね。負担金と分担金、都市計画区域、都市計画区域内か外かによってこの呼び方が違っているんですか。

(「市街化調整区域」と呼ぶ者あり)

○久米勝博委員長

答弁をお願いします。

○宮原業務課長

訂正いたします。都市計画区域という言い方をしましたが、市街化区域と訂正させていただきます。

また、増減の要因として、負担金については、平成29年度の予算策定の予定よりも整備面積が増加しております。賦課面積が増加をしているということで、負担金の増額の要因であります。主なものとしては、公共下水道の佐賀地区の整備面積の増加や、猶予を今まで——何ていうんですかね、緑地とか、そういう建物が建っていないところは猶予をされているんですが、開発等によって整備がされて、猶予解除でふえるということが増額の要因としてあります。

また、面積の増減についてですが、佐賀地区で整備面積が4,500平米を見込んでいたのが約7,500平米ぐらいになると。また、川副地区については、260戸予定が242戸ぐらいになるということでの減と。猶予解除については、10件あっておりまして、川副が1件、諸富が1件、佐賀が6件、総額1,100万円ぐらいの猶予解除によって負担金としてふえております。

また、分担金の減の要因ですが、整備面積が予定よりも減っていると。また、新規賦課で納付方法が変更をされるということもあります。あと、一括納付をされる、また、5年分割されるという部分では、一括をされる場合には、前納報奨金という部分がありますの

で、説明にもありましたように、前納報奨金が100万円、その部分がうちの負担となるという部分で増額された部分等もあります。

あと済みません、浄化槽ですね、浄化槽の納付方法が大型の特に浄化槽の納付負担金の納入方法が分割にされるとかですね、そういう部分で、5年に分けるという部分で減るところです。いろんな要因があります。以上です。

○山口委員

この減の230万円の中には、本来、要は公共下水道として整備するエリアが決まった以上は、これは接続するかしなにか関係なく、必ず分担金、負担金というのは発生すると思うんですね。それを、例えば、新たな、今度、川副は面整備を最後にやられていますけれども、例えば、北部のほうで市街化調整区域の中でやられた場合に、整備はされているけれども、自分のところは別に公共下水道に接続する必要はないんだというようなことで、未だにかたくなに、この分担金、負担金を拒んでいる人たちというのはまだまだたくさんいるはずなんですよ。その分の数字というのは入っていないんですか。

○宮原業務課長

賦課については、全てやっぱり今、委員が言われるように、納得していないというようなことで払われない、払わんというような方がいらっしゃいます。ただ、賦課については、公共ますをつけるという部分できちっと賦課という部分は、うちとしては、上下水道局として賦課していくと。

○重永業務課参事兼副課長兼給排水設備係長

補足します。

上のほうの負担金は、主に開発の増によるものです。開発が市街化区域であると、当然負担金がふえます。開発が逆に分担金の地域でもありますので、開発がふえることによって、当初予定していた整備面積が減るところでこれは減額になっているところです。簡単に言うと以上です。

(「それを聞いてわかりました」と呼ぶ者あり)

○久米勝博委員長

ほかにないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なかったら私からいいですか。

補助金の返還金は何で発生したか、ちょっとお尋ねします。

○枝吉下水道工務課長

この浄化槽事業の整備に関するものでして、そのときの事務費の算定としましては、本工事に所定の率を掛けて算定をしておりました。その中で佐賀市としましては、使用開始前点検業務委託というのがありまして、それや、法定検査手数料、この件に関する事務費の経費については、浄化槽整備費の一体的に支出する経費であるということで事務費の対

象として認識をしておりました。しかしながら、会計検査を受ける中で、この経費に関しては、直接工事に必要な事務に関する経費ではないと。いわば、維持管理に該当するものだということで、その辺でちょっと使途の解釈に関してちょっと相違が出まして、それで今回のその2件に関しましては返還の対象だということになりました。以上が経緯です。

○久米勝博委員長

今までこういうことはなかったわけですかね。

○田中上下水道局長

実は、今回の会計検査の指摘には、私ども、正直言って納得しておりません。今回、事務費の使途は、もう既に——例えば公共下水道とか、農林水産業の事業についても事務費という制度は現在ございません。しかし、この合併処理浄化槽の設置事業については、また事務費というところが残っておいりましたので、そこについて検査院がメスを入れてきたということでございます。

ただ、先ほど担当課長が言いますように、本来は浄化槽を設置した後に、浄化槽法の7条に定められた法定検査が、浄化槽を設置したすぐ後に検査をするようになっていきます。それを私どもは工事と一体的なものとして、7条検査の手数料を事務費で支出をしました。しかし、検査院は、それは維持管理の経費なんですよ、手数料なんですよというところが、私どもと解釈が合わなかった。会計検査院は、事務費はあくまでも工事にかかわるもので、維持管理にかかわるものについての支出は不適だということでもございました。私どもも国と会計検査院のほうには、いや、その考え方はおかしいということで、何度もお話をしましたが、最終的に国と検査院のほうで、それは望ましくない支出であるという判断が出されましたので、やむを得ず返還をするということでもございます。以上でございます。

○久米勝博委員長

はい、わかりました。

ほかないでしょうかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑もないようですので、第15号議案の審査を終わります。

以上で上下水道局に関する議案の審査を終わります。

上下水道局の職員は退室されて結構です。

◎執行部入れかわり

○久米勝博委員長

それでは、環境部に関する議案の審査に入ります。

第10号議案を審査いたしますので、執行部に説明を求めます。

◎第10号議案 平成29年度佐賀市一般会計補正予算(第6号) 説明

○喜多環境部長

御審議に先立ちまして、清掃工場の二酸化炭素の分離回収設備維持管理事業に関する新

聞報道につきまして、私から御説明をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

去る2月22日の佐賀新聞の朝刊において、平成30年度の二酸化炭素販売収入の予算額に関する記事が掲載されました。その内容を要約しますと、販売収入の予算額が当初計画の6%にとどまり、事業初年度から、3年連続で当初計画を大幅に下回る見通しであるというものでございました。

二酸化炭素の販売収入については、昨年8月定例会の決算審査の附帯決議において、状況の変化を踏まえ、実態に即した収支計画の見直しを行うこと、また、事業の進捗状況等を適議会へ報告することを求められております。これを受けまして、昨年11月定例会の建設環境委員研究会において、二酸化炭素の販売先企業が、藻類の安定培養に向けて設備の改修に着手しておりましたので、収支を見通せる状態ではなかったために、現状の報告にとどめさせていただきました。また、今後の企業の状況を踏まえた収支の見通しを、2月定例会の研究会において、説明をすべく準備をしておりましたが、議案送付があった後に、記者が公表された予算書案に載っております予算額の情報等を取材されまして、記事を掲載されたものでございます。この事業の二酸化炭素販売収入につきましては、11月定例会の研究会において現状の説明をさせていただいたとはいえ、2月定例会において今後についての御説明をする前に、新聞で報道されるという事態となりました。

これらのことに対しましては、私の配慮が足りない部分もあったことと反省いたしております。今後は議会に適宜、状況報告をしながら、事業を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まことに申しわけございませんでした。

○久米勝博委員長

新聞報道に関しては、部長のほうから御説明がありましたので、受けとめたいと思ひます。

それでは、執行部に第10号議案の説明をお願いします。

◎第10号議案 平成29年度佐賀市一般会計補正予算（第6号） 説明

○久米勝博委員長

ただいまの説明について、皆さんから御質疑をお受けします。

○山口委員

最後に説明のあった委託料、公共用水域等である、これ実際何をする調査なんですか。

○和田環境部副理事兼環境保全課長

これは有明海の海域の調査になります。これが有明海、八代海の協議会のほうで、4県合同で――福岡、佐賀、長崎、熊本の4県が同一の日に海域調査をする必要があるため、その有明海における作業許可申請の提出等で、最終準備に所要の時間を要するので、今回、債務負担をお願いして、早目に業者決定をするところでございます。

○山口委員

はい、わかりました。

もう一つ、これは教えてください。

71ページの清掃工場管理運営費の中で、清掃工場余剰電力売払収入がマイナスの1,600万円となっておりますけれども、これは当初ではもともと売払収入ではどれくらい見込んであったのか。この1,600万円減額になった理由はどういうことなのか教えてください。

○森環境部副理事兼循環型社会推進課長

理由をまず、最初に説明させてください。

理由については、当初見込んでいたごみ量から、ちょっとごみ量が減ったというのが1つです。それは当初予算に、昨年にはちょっとあそこの熊本のごみの分も含めて、それをベースに予算を立てておりましたので、ちょっとそういう部分でごみ量が減った部分が1つです。

それと一番大きな原因が、平成29年度の収入を見るときに、平成27年度のバイオマス比率、ごみの電気を売電するときに、バイオマスの部分と非バイオマスの部分という2つの単価がございます。バイオマス部分、バイオマスの分は単価17円なんですけど、非バイオ、——特にプラスチックとかそういうやつですね、それについてはP P S事業者——新電力の会社ですね。それ、プロポーザルで決定していますので、それはちょっと非公開ということになりますが、バイオマス比率が17円というのは、ちょっと非バイオに比べて高いです。その分が平成27年度はバイオマス比率は60%ぐらいだったんですが、実際、この平成29年度については50%ぐらい。だから、生ごみとか剪定だとか、そういうバイオマスの部分の比率がごみ質からちょっと10%程度、見込みより下がったというところで1,000万円程度の減額の理由となっております。それが一番大きな理由です。

○循環型社会推進課職員

売電収入の当初予算は、2億8,519万7千円ほどの予定をしておりました。これは、今、課長が説明した減額で1,000万円ほど収入が減っております。以上です。

○久米勝博委員長

ほかにないでしょうか。

○福井委員

そのちょっと下のところのごみ収集運搬委託料の3,000万円の減額というのは、この理由をちょっとお願いします。

○森環境部副理事兼循環型社会推進課長

収集運搬委託料の減額の理由が4つございます。まず、可燃ごみの収集委託料、これは平成29年度から3年間の長期契約を行いました。このうち1,500万円程度が、可燃ごみの入札残になります。2つ目が、不燃物、燃えないごみの収集の委託料の入札残による減が300万円程度、あと資源物の入札残の額が1,000万円程度、あと、その他収集委託が150万円程

度あるんですが、主に可燃、資源、不燃の入札残という形になります。

○久米勝博委員長

いいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかないですかね。

○川崎委員

69ページの自然環境保全推進経費の件で、ラムサール干潟の関係で157万円ですか、これちょっとこのいきさつが7月の豪雨ということで、ラムサール干潟ということで出ていました。また、地域の川副、東与賀、久保田ということも出てきたんですけど、この豪雨の関係の流れとこの補助の関係の流れ、県支出金、流れをちょっと教えてもらいたい。そのときの豪雨の関係ですね。

ただ、ラムサール条約だけに対しての補助関係で、こういうふうな減額になっているのか、全体的になっているのか、ちょっとそこを教えてもらいたい。

○百崎環境部副部長兼環境政策課長

この県からの補助金を減額したものでございますけれども、この補助金は、ラムサール条約登録湿地のヤードの、手前にあるヤードの中や前面にごみとか——今回は豪雨ですごいごみが来ましたが、そういうごみが来た場合の処理費用を人的なもので——我々職員とか人的なもので補えない部分、委託でしなければいけないような部分について、県から補助金をいただきたいということで、申し入れをしていた分です。実際、あの豪雨のときには、ヤードの中には入ってきてなくて、ヤードの分は小さいごみでしたので、我々職員で何とかできたということもあります。その外側の海の部分というのは、もともと県の管理下になりますので、県のほうできれいに掃除をしていただいて処分をいただいたということで、佐賀市が独自に委託をして処分することがなかったのも、減額をさせていただいたということです。

○川崎委員

それはわかりました。

しかし、川副、久保田までちょっと地名が出たもんですから、その件に関してはどう解釈したらいいかなと思って。

○百崎環境部副部長兼環境政策課長

説明の仕方が悪かったかもしれませんが、県がそういうところも含めて広範囲にしていたので、今回、うちで要求していた分が、する必要がなかったということの御説明でした。申しわけございません。

○久米勝博委員長

ほかにないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにはないので、環境部に関する議案の審査を終わります。

環境部の職員は退室されて結構です。

◎執行部入れかわり

○久米勝博委員長

それでは、建設部に関する議案の審査に入ります。

第10号議案を審査しますので、執行部に説明を求めます。

◎第10号議案 平成29年度佐賀市一般会計補正予算（第6号） 説明

○久米勝博委員長

以上で説明が終わりましたけれども、何か。

○福井委員

93ページの県営事業負担金の分ですけれども、1億8,220万円で、この中身をちょっと教えていただけますか。

○酒見緑化推進課長

工事の詳細ですが、まず、図書館エリア、市村記念館周辺エリアにつきましては、園路整備工1,200平米、張り芝工2,700平米と、あと樹木等の整備及び電源とか給配水設備の工事が行われております。事業費ベースでいうと、ここで約2億1,000万円。

また、博物館エリアにつきましては、ベンチの更新について約15基、園路整備4,000平方メートル、またあと給配水、中低木の整備などが行われております。事業費ベースで1億5,500万円となっております。

大きな事業内容は以上です。

○福井委員

事実上は、兼営事業負担金だから2分の1の負担ということになるわけですね。

○酒見緑化推進課長

国費を除く2分の1負担となっておりますので、この中に幾らか国費が入っておりますので、この事業費のきっちり2分の1ではございません。

○久米勝博委員長

ほかにはないでしょうか。

○山口委員

同じところですが、今度は多目的広場の整備事業で、先ほどの説明によりますと、公民館が新しくなったところにこういう公園を整備するという、何かセットのような言い方をされたんですけれども、これはどこの校区、どこの公民館にでも当てはまるのか。その整備要件とか、あとはどの程度のものが整備されるのか、そのあたりいかがでしょうか。

○酒見緑化推進課長

今回、若楠と新栄広場の広場を整備しておるところですが、今後、こういった公民館建設に合わせてということになりますと、基本的に一定規模の広場の広さがないところにつ

いて——今回、新栄とか若楠が該当しましたので、行っております。今後、そういう広場がないところについては、地元要望を聞きながら整備をすることになると考えております。

○山口委員

今の言い方をすると、地元要望を出せば、何らか検討していただけるということですか。

○酒見緑化推進課長

一応、校区ごとに、小学校単位で校区ごとに広場の面積をうちのほうで調査をしておつて、一定規模の広さがない校区のみに限定しております。

(「はい、わかりました」と呼ぶ者あり)

○久米勝博委員長

ほかにないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑もないようですので、建設部に関する議案の審査を終わります。

建設部の職員は退室されて結構です。委員の皆様はこのままお待ちください。

◎執行部退室

○久米勝博委員長

これで当委員会に付託された議案の審査が終了いたしました。

今回の付託議案の審査に関して、現地視察の御希望はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、それでは引き続き、採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

採決に入る前に、反対意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、全ての議案について一括して簡易採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしということなので、そのように採決いたします。

お諮りいたします。当委員会に付託された第10号、第14号及び第15号議案について、原案を可決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、当委員会に付託された全ての議案について、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の採決を終了いたしました。

次に、本会議での委員長報告についてはいかがいたしましょうか。

(「委員長、副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

あとは正副委員長に一任ということで、よろしく願いいたします。

最後に、委員会の会議録が公開されることに伴いまして、委員会における字句、数字その他の整理についてお諮りいたします。

本委員会の会議録につきましては、字句、数字その他の整理については委員長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようでございますので、委員長に委任することに決定いたしました。

それでは、以上をもちまして建設環境委員会を終了いたします。